

2020年度 施策マネジメントシート (2019年度目標達成度評価)

政策体系	政策No.	003	やさしさ（誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり）	施策幹事課	保健福祉政策課				
	施策No.	005	社会保障制度の円滑な運営	施策幹事課長名	川畑 信司				
施策関係課名		生活福祉課、長寿・障害福祉課、こども・くらし相談センター、保険年金課							
1 基本計画期間 （2018年度～2022年度）における施策の方針									
生活に課題を抱える人又は世帯が、必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができる体制を構築します。また、医療保険制度や介護保険制度については、給付の適正化に取り組み、関係機関と連携して、制度の安定的な運営に努めます。									
2 施策の成果把握									
		◎目標達成（100%以上） △目標を未達成（100%未満）							
①成果指標（意図の達成度を示す指標）		単位	区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標達成の方向性
A	国民健康保険の被保険者一人当たりの医療諸費	円	成り行き値	477,000.0	496,000.0	516,000.0	537,000.0	558,000.0	増加の抑制を目指します
			目標値	459,000.0	468,000.0	478,000.0	487,000.0	497,000.0	
			実績値	467,589.0	478,316.0				
			達成率	98.1%	97.8%				
			結果	△	△				
B	人口（推計人口）1,000人当たりの生活保護受給者数	人	成り行き値	14.8	15.2	15.5	15.8	16.1	増加の抑制を目指します
			目標値	14.7	15.0	15.3	15.5	15.7	
			実績値	14.7	15.3				
			達成率	100.0%	98.0%				
			結果	◎	△				
C	介護保険第1号被保険者一人当たりの給付月額との全国平均との比較（本市平均－全国平均）	円	成り行き値	2,600.0	2,900.0	3,200.0	3,500.0	3,800.0	更なる減少を目指します
			目標値	2,100.0	1,900.0	1,700.0	1,500.0	1,300.0	
			実績値	1,700	1,234				
			達成率	119.0%	135.1%				
			結果	◎	◎				
D	就労等により自立した生活保護世帯数	世帯	成り行き値	50.0	45.0	45.0	45.0	45.0	更なる増加を目指します
			目標値	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	
			実績値	26.0	22.0				
			達成率	52.0%	44.0%				
			結果	△	△				
E			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
			結果						
②成果指標の測定方法（実際にどのように実績を把握するか）				③2022年度の目標値設定の考え方					
A 国民健康保険の被保険者一人当たりの医療諸費 ※医療諸費総額／国民健康保険被保険者数				過去の実績から、成り行き値では、1年間の医療費の上昇率が平均で4%であった。このため、目標値は成り行き値の半分、1年間の上昇率を2%に抑えることを目指す。		A			
B 人口（推計人口）1,000人当たりの生活保護受給者数 ※生活保護者数／推計人口×1,000				人口（推計人口）1,000人当たりの生活保護受給者数は増加傾向にあるが、就労支援等により増加の抑制を目指す。		B			
C 介護保険第1号被保険者一人当たりの給付月額との全国平均との比較（本市平均－全国平均） ※介護保険事業状況報告における介護保険第1号被保険者一人当たりの給付月額との全国平均との比較（本市平均－全国平均）				介護給付適正化事業を実施することにより、年々増加する保険給付費の抑制を図ることも目的として、毎年度2,000円の減少を目指す。		C			
D 就労等により自立した生活保護世帯数 ※就労等により自立した生活保護世帯数の実績値				就労支援等により、自立を促し、自立した保護世帯数の目標値を年間50世帯とする。		D			
						E			
						F			

<p>3 基本計画期間で解決すべき施策の課題（総合計画より）</p> <p>本市の生活保護受給者は、年々増加傾向にあることから、生活保護者の自立に向けた支援など、きめ細かな対応を行うとともに、生活保護費の適正な給付に努める必要があります。</p> <p>生活保護に至る前の段階にある生活困窮者については、相談支援や住居確保支援等に取り組むとともに、経済的な問題のみならず、複合的な課題に対し、包括的・継続的に支援できる体制を構築し、経済的・社会的な自立を促進する必要があります。</p> <p>また、少子高齢化や人口減少の進行、医療の高度化など、社会保障を取り巻く環境が大きく変化する中、将来的な社会保障制度運営に与える影響が懸念されています。本市においても、医療保険と介護保険の給付費が増加傾向にあることから、給付費の適正化を推進していく必要があります。</p> <p>さらに、国民年金制度は老後の生活安定に欠かせない社会保障制度であることから、制度に対する理解を深めてもらうための取組を行うことにより、市民の年金受給権の確保に努める必要があります。</p>	
<p>4 施策の現状</p>	
<p>① 2019年度施策の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ■生活保護者の自立に向けた支援を行うとともに、生活保護費の適正な給付に努める。 ■生活困窮者に対する包括的・継続的な支援体制を構築し、経済的・社会的な自立を促進する。 ■医療保険、介護保険の給付費の適正化を推進する。 ■国民年金制度に対する理解を深めてもらうための取組を行う。 	<p>② 2019年度の取組方針の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■生活保護者に対し就労支援など自立に向けた支援等を行うとともに、生活保護費については、医療扶助等の適正給付及び認定事務等の適正実施に努めた。 ■相談支援員等との伴走型支援及び包括的支援により、生活困窮からの脱却が見込める者には、就労支援や情報提供等を行った。 ■各種団体と連携を図り、給付費の適正化に努めた。 ■日本年金機構と連携を図りながら、国民年金第1号被保険者の資格に関する届出等の適正な処理を行った。また、失業・低所得による保険料納付困難者には、将来の無年金を避けるために保険料免除制度についての説明を行った。
<p>5. 2020年度施策の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ■生活保護者の自立に向けた支援を行うとともに、生活保護費の適正な給付に努める。 ■生活困窮者に対する包括的・継続的な支援体制を構築し、経済的・社会的な自立を促進する。 ■医療保険、介護保険の給付費の適正化を推進する。 ■国民年金制度に対する理解を深めてもらうための取組を行う。 	<p>6. 2021年度施策の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ■生活保護者の自立に向けた支援を行うとともに、生活保護費の適正な給付に努める。 ■生活困窮者に対する包括的・継続的な支援体制を構築し、経済的・社会的な自立を促進する。 ■医療保険、介護保険の給付費の適正化を推進する。 ■国民年金制度に対する理解を深めてもらうための取組を行う。

政策体系	政策No.	003	基本事業名	生活困窮者等への支援	基本事業 主担当課	こども・くらし 相談センター
	施策No.	005				
	基本事業No.	001				
1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）						
<p>生活保護受給者に対する必要かつ適切な支援を行い、就労による早期の自立を促進するとともに、日常的・社会的自立ができるよう、関係機関と連携し、きめ細やかな相談・支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の生活困窮者に対して、自立相談支援、就労支援及び住居確保支援に取り組むとともに、複合的な課題に対し、包括的・継続的に支援できる体制の構築に努めます。</p>						
2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？						
<p>■経済情勢の変化により、生活困窮状態にある方からの相談件数及び生活保護受給世帯数が増加傾向にある。</p> <p>■本市における中高年のひきこもり者数は、約570人と推計している。</p> <p>■ひきこもりの高齢化が進む中、80代の親が50代の子どもを支え、共倒れが懸念される「8050」問題が取りざたされており、生活困窮者が今後増加すると見込まれる。</p>						
3. 2019年度基本事業の取組方針			4. 2019年度の取組達成状況			
<p>■生活困窮者からの相談に対し必要な助言・支援を行うほか、最低限度の生活を維持できない場合には、適切に生活保護を実施する。</p> <p>■相談支援員等との伴走型支援及び包括的支援により、生活困窮からの脱却が見込める場合には、本人の承諾を得て、生活困窮者自立支援を実施する。</p> <p>■貧困の連鎖防止と将来に向けた自立促進を図るため、生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援を実施する。</p>			<p>■生活困窮者からの相談に対し必要な助言・支援を行いながら、保護受給等による支援が必要な人に対しては、適切な保護の実施に努めた。</p> <p>■相談支援員等との伴走型支援及び包括的支援により、生活困窮からの脱却が見込める者には、就労支援や情報提供等を行った。</p> <p>■貧困の連鎖防止と将来に向けた自立促進を図るため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の中学生に対し、学習の機会を提供し、学習支援を行った。</p>			
5. 2020年度基本事業の取組方針			6. 2021年度基本事業の取組方針			
<p>■生活困窮者からの相談に対し必要な助言・支援を行うほか、最低限度の生活を維持できない場合には、適切に生活保護を実施する。</p> <p>■相談支援員等との伴走型支援及び包括的支援により、生活困窮からの脱却が見込める場合には、本人の承諾を得て、生活困窮者自立支援を実施する。</p> <p>■貧困の連鎖防止と将来に向けた自立促進を図るため、生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援を実施する。</p> <p>■就労準備支援事業、家計改善支援事業を一体的に実施し、効果的かつ効率的に実施する。</p>			<p>■生活困窮者からの相談に対し必要な助言・支援を行うほか、最低限度の生活を維持できない場合には、適切に生活保護を実施する。</p> <p>■相談支援員等との伴走型支援及び包括的支援により、生活困窮からの脱却が見込める場合には、本人の承諾を得て、生活困窮者自立支援を実施する。</p> <p>■貧困の連鎖防止と将来に向けた自立促進を図るため、生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援を実施する。</p> <p>■就労準備支援事業、家計改善支援事業を一体的に実施し、効果的かつ効率的に実施する。</p>			

政策体系	政策No.	003	基本事業名	医療保険制度と国民年金制度の円滑な推進	基本事業 主担当課	保険年金課
	施策No.	005				
	基本事業No.	002				

1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）

市民の健康に対する意識を高め、生活習慣の改善につなげるため、生活習慣病の予防等に関する事業を実施するとともに、重複・頻回受診者等に対する訪問指導等を通じ、医療費の適正化を図ります。
また、健診、保健指導の受診率の向上を図るため、医療機関等と連携して、受診勧奨を行います。
さらに、日本年金機構と連携を図りながら、国民年金第1号被保険者の資格に関する届出等の適正な処理や相談業務、制度周知等を実施し、市民の年金受給権の確保に努めます。

2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？

■平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、国民健康保険制度の安定化を図るため、財政支援が拡充された。これにより、平成27年度から低所得者対策として約1,700億円、平成30年度以降は、さらに財政調整機能の強化等分約1,700億円を追加して、約3,400億円の財政支援の拡充が行われ、財政基盤の強化が図られた。また、平成30年度から制度安定化のため、国保運営の都道府県単位化が実施されたことから、現在、都道府県と市町村が共同で国保制度の運営を行っている。■国民健康保険制度においては、被保険者が減少を続けているにも関わらず、1人当りの医療費は毎年増加している。これは、被保険者に占める高齢者の割合が上昇を続けているためである。■後期高齢者医療制度においては、令和元年度から令和3年度にかけて高齢者医療保険料の均等割軽減特例の見直しが行われる。保険料均等割軽減特例は、後期高齢者医療制度の創設（平成20年）からの暫定措置として特例的に実施されてきたが、世代の公平を図る観点など踏まえ、介護保険料の軽減強化や年金生活者支援給付金の支給にあわせて制度本来の仕組みに戻すこととなる。■国民年金制度においては、次世代育成支援の観点から、第1号被保険者の産前産後期間（出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4カ月間）の保険料の免除が平成31年4月に施行された。産前産後期間として認められた期間は、国民年金保険料を納付したのとして老齢基礎年金の受給額に反映される。また、令和元年10月からは、公的年金等の収入金額とその他の所得金額との合計額が一定基準以下の方の生活支援を図ることを目的とした、年金生活者支援給付金が施行された。

<p>3. 2019年度基本事業の取組方針</p> <p>■「市民の健康意識の向上」、「医療費の適正化」を図るため、重複多受診者、重複服薬者等に対する健康相談を実施するとともに、ジェネリック医薬品の普及に努める。 ■生活習慣病を予防するため、特定健診の受診率向上に繋がる取組を実施する。 ■保険制度を適正に運用するため、関係部局、関係機関との連携を図る。</p> <p>■糖尿病の重症化予防に取り組む。 ■鹿児島県後期高齢者医療広域連合との連携を図り、高齢者の医療保険を将来にわたり安心できる制度であるように努める。 ■日本年金機構と連携を図りながら、国民年金第1号被保険者の資格に関する届出等の適正な処理を行う。また、失業・低所得による保険料納付困難者には、将来の無年金を避けるために保険料免除制度についての説明を行う。</p>	<p>4. 2019年度の取組達成状況</p> <p>■重複多受診者121名（重複・頻回100人、重複服薬者18人、柔道整復3人）に訪問を行い、健康相談等を行った。 ■ジェネリック医薬品普及のため差額通知を2回送付した。普及率86.15%（2020年3月時点。国目標値80%を達成） ■糖尿病の重症化予防は、受診勧奨対象者293人のうち訪問によるもの0人、文書によるもの293人、電話によるもの0人、面談によるもの50人であった。そのうち医療機関を受診したものは226人（77.1%）であった。 ■国民健康保険の人間ドックの受診者は574人で前年度比23人の減少であった。 ■鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、保険事業では長寿健診、一日人間ドック助成、訪問指導（重複、頻回、要医療者）を実施したこと、疾病の早期発見による重症化予防、訪問指導では適正な受診や日常生活習慣改善への保健指導による疾病の早期回復で医療費の適正化に努めた。 ■日本年金機構と連携を図りながら、国民年金第1号被保険者の資格に関する届出等の適正な処理を行った。また、失業・低所得による保険料納付困難者には、将来の無年金を避けるために保険料免除制度についての説明を行った。（資格取得等異動届2,862件、免除申請5,431件）</p>
--	---

<p>5. 2020年度基本事業の取組方針</p> <p>■「市民の健康意識の向上」、「医療費の適正化」を図るため、重複多受診者、重複服薬者等に対する健康相談を実施するとともに、ジェネリック医薬品の普及に努める。 ■生活習慣病を予防するため、特定健診の受診率向上に繋がる取組を実施する。 ■保険制度を適正に運用するため、関係部局、関係機関との連携を図る。</p> <p>■糖尿病の重症化予防に取り組む。 ■鹿児島県後期高齢者医療広域連合との連携を図り、高齢者の医療保険を将来にわたり安心できる制度であるように努める。 ■日本年金機構と連携を図りながら、国民年金第1号被保険者の資格に関する届出等の適正な処理を行う。また、失業・低所得による保険料納付困難者には、将来の無年金を避けるために保険料免除制度についての説明を行う。</p>	<p>6. 2021年度基本事業の取組方針</p> <p>■「市民の健康意識の向上」、「医療費の適正化」を図るため、重複多受診者、重複服薬者等に対する健康相談を実施するとともに、ジェネリック医薬品の普及に努める。 ■生活習慣病を予防するため、特定健診の受診率向上に繋がる取組を実施する。 ■保険制度を適正に運用するため、関係部局、関係機関との連携を図る。</p> <p>■糖尿病の重症化予防に取り組む。 ■鹿児島県後期高齢者医療広域連合との連携を図り、高齢者の医療保険を将来にわたり安心できる制度であるように努める。 ■日本年金機構と連携を図りながら、国民年金第1号被保険者の資格に関する届出等の適正な処理を行う。また、失業・低所得による保険料納付困難者には、将来の無年金を避けるために保険料免除制度についての説明を行う。</p>
--	--

政策体系	政策No.	003	基本事業名	介護保険制度の円滑な運営	基本事業 主担当課	長寿・障害福祉課
	施策No.	005				
	基本事業No.	003				
1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）						
<p>介護保険制度の安定的な運営を図るため、要介護高齢者数の推移や介護サービス供給見込量等を把握し、介護保険料を適切に設定するとともに、要介護認定の適正化を進めます。</p> <p>また、介護サービスの質の向上を図るために、サービス事業所に対する指定・指導体制を強化するとともに、多職種で構成する地域ケア会議の開催等を通じ、介護給付費の適正化を図ります。</p>						
2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？						
<p>■第1号被保険者数の増加に伴い、要介護（要支援）認定者数及び保険給付費も年々増加している。</p> <p>■国は介護保険制度が持続するよう保険給付費の抑制を目指しており、平成30年度から高齢者の自立支援・重度化防止等に各市町村が主体的に取組を推進するための新たな交付金を創設した。</p>						
3. 2019年度基本事業の取組方針			4. 2019年度の取組達成状況			
<p>■介護サービスの質の向上を図るため、霧島市が指定・指導権限をもつ事業所に対して、集団指導（年1回全事業所対象）、実地指導（原則3年に1回）を行う。</p> <p>■2018年度から2020年度を計画期間とする「霧島市すこやか支えあいプラン2018」において、給付適正化の推進に取り組むこととしており、具体的には、「プラン支援地域ケア会議」に取り組む。内容は、医師、歯科医師、薬剤師、主任介護支援専門員等の多職種連携により、自立支援・重度化防止等に資する観点から介護支援専門員が作成した個別事例の検討を行い、専門的立場から指導・助言をしてもらい、給付適正化の推進に取り組む。</p>			<p>■集団指導、実地指導（35事業所）を実施し、サービス事業所の介護サービスの質の向上を図ることができた。</p> <p>■4月から毎月1回2事例の新規の検討（9回18事例）、6ヵ月後からモニタリング（21事例）を行い、ケアプランを提供した介護支援専門員に対して、利用者の自立支援に生かすことができた。また、包括支援センターが担当するプランの検討、自立支援地域ケア会議を8月から開始、6回12事例の検討を行った。また、霧島市の一人当たり給付月額は、2018年度が24,450円、2019年度が24,188円であり262円減少した。</p>			
5. 2020年度基本事業の取組方針			6. 2021年度基本事業の取組方針			
<p>■介護サービスの質の向上を図るため、霧島市が指定・指導権限をもつ事業所に対して、集団指導（年1回全事業所対象）、実地指導（原則3年に1回）を行う。</p> <p>■2018年度から2020年度を計画期間とする「霧島市すこやか支えあいプラン2018」において、給付適正化の推進に取り組むこととしており、具体的には、「プラン支援地域ケア会議」に取り組む。内容は、医師、歯科医師、薬剤師、主任介護支援専門員等の多職種連携により、自立支援・重度化防止等に資する観点から介護支援専門員が作成した個別事例の検討を行い、専門的立場から指導・助言をしてもらい、給付適正化の推進に取り組む。</p>			<p>■介護サービスの質の向上を図るため、霧島市が指定・指導権限をもつ事業所に対して、集団指導（年1回全事業所対象）、実地指導（原則3年に1回）を行う。</p> <p>■高齢者の自立支援・重度化防止等の実現を図るために、「プラン支援地域ケア会議」・「自立支援ケア会議」のほか、介護支援専門員によるケアプラン点検を行い、専門的立場から指導・助言をもらい、給付適正化の推進に取り組む。また、2020年度から長寿福祉グループに作業療法士を配置しているため、住宅改修の点検業務を行い、ケアマネジャー等へ助言をし、適切な給付の取組を引き続き行う。</p> <p>■介護サービス従事者の離職防止や外国人材技能実習生の受入の検討など、介護人材の確保対策に取り組む。</p>			